【表の見方】

欄外第1列の番号は要綱仮案の小項目(全角算用数字のレベルに限り、(1)(2)は数えない)の通し番号、第2列は中間試案の小項目の通し番号である。

中間試案の個所の赤字の取消線は中間試案から脱落した内容を示す。同じく赤字は、要綱仮案で、項番号や見出しに中間試案から修正が行われたものを示す。要綱仮案の個所が空白のものは中間試案の改正提案通りの内容となっているものを示す。

要綱仮案は、8月26日の第96回会議により決定(9月8日に公表)されたものであるが、網掛け部分の約款(この時は「定型約款」)は決定が留保された。

資料番号は、当該項目を取り上げている審議資料の番号であり、詳しい提案説明がされていることが多いので、適宜参照されたい。ただし、83-1と83-2は全部に及ぶので記入していない。

			中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
		規定の配置			61
		第1 公序良俗(民法第90条関係			
	1	1 法律行為の意義	定義新設、法律行為の種類	法律行為の種類規定は断念	73B
			「目的」の削除等の文言修正	表題を大項目に繰り上げ	73A
1	2	1 公序良俗	現代型暴利行為の定式化	判例準拠の規定を設けるか否かで 意見が対立し、見送り	73B 78B 80B 82-2
2	3	第2 意思能力	定義と無効の効果	定義を撤回、基準時を意思表示時 に(申込み・承諾を包含)	73A 79-1 82-1
		第3 意思表示			
3	4	1 心裡留保(民法第93条関 係)	「真意でないことを知ってしたとき」に文言修正。善意者の第三 者保護規定を新設		66A 79-1 82-1
4	5	2 錯誤(民法第95条関係)	要素を主観的因果関係と客観 的重要性に分けて書き下す。動 機の錯誤を明文化。惹起された 動機の錯誤(不実表示)を規 律。全体に取消構成に変更。善 意・無過失の第三者保護規定を 新設	「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」に変更。「当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されているときに限り」と動機の錯誤を限定。惹起された錯誤は撤回。	76A 78A 79B 80B
5	6	3 詐欺(民法第96条関係)	媒介者等の詐欺を新設。第三 者の詐欺の場合の相手方や第 三者の善意に無過失を追加	媒介者等の詐欺は脱落	
6	7	等(民法第97条関係)	隔地者以外に拡張、到達擬制を 新設、意思能力喪失を追加	「正当な理由なく意思表示の到達を 妨げた場合」に表現変更	
7	8	5 意思表示の受領能力(民法 第98条の2関係)	意思能力欠如・回復の追加		
	_	第4 代理			
8	10	1 代理行為の要件及び効果 1・2 代理行為の瑕疵ー原則 と例外(民法第101条第1項・第 2項関係)	本人僣称の場合の追加 構造の明確化、代理人の詐欺 による相手方の意思表示の場 合を除外、本人の明確な指図が ない場合への拡張	慎重論多数により撤回 原則と例外に分けて記述を1・2に 再編	
9	11	3 代理人の行為能力(民法第 102条関係)	代理人が制限行為能力者であ る場合の例外を追加	被保佐人が法定代理人である場合 を行為制限類型に追加	
	12		任意と法定で区別、保存行為、 性質を変えない利用行為等	一律規定に異論があり撤回	
10	13	4 復代理人を選任した任意代理人の責任(民法第105条関係)	105条削除(一般債務不履行に よる)		
11	14	5 自己契約及び双方代理等 (民法第108条関係)	利益相反類型を追加]
12	15		代理権権利濫用も有効が原則、 相手の悪意か重過失の場合に 効果帰属を否定	判例準拠の93条ただし書類推型へ 変更	
13	16	兄代理(氏法弗 I U9余舆係)	110条との重畳適用を追加	109条の拡張形式で規定	
	17	9 権限外の行為の表見代理	本人僣称の場合の追加	慎重論多数により撤回	

		8 代理権消滅後の表見代理			
14	18	(民法第112条関係)	110条との重畳適用を追加	112条の拡張形式で規定	
15	19	9 無権代理人の責任	規定の詳細化、過失責任化	過失責任化を撤回	
	20	12 授権(処分権授与)	権利の直接移転効を新設	明確性・有用性に異論があり撤回	0045
		第5 無効及び取消し			66AB 79-1 82-1
	21	<u>1 法律行為の一部無効</u>	一部のみの無効原則と例外	要件や考慮要素で紛糾し撤回	66B
16	22	1 法律行為が無効である場合 又は取り消された場合の効果	解除と類似する詳細な規定(果 実・使用利益・価額償還その他)	簡略化(原状回復義務と無償行為の場合の現存利得への縮減のみ。 価額償還義務・果実等の詳細規定 は脱落)。表題変更	
17	23	2 追認の効果(民法第122条 関係)	無意味な122条ただし書を削除		66A 79-1
18	24	3 取り消すことができる行為の 追認(<mark>民法第124条関係</mark>)	取消可能であることを知ってすること、成年被後見人を除き法 定代理人等の同意を得た追認 の許容を明示		82-1
	25	5 法定追認	弁済の受領等の追加	押付けの危惧の批判で撤回	
	26	- 1000111111111111111111111111111111111	3年・10年に変更	期間短縮は被害者保護を弱めると の批判があり撤回	66B 79-1
		第6 条件及び期限			
19	27	1 効力始期の新設並びに期 限の概念の整理	概念整理、期限の利益喪失の 義務違反による限定	条件の定義規定・履行条件の規定・ 期限の利益喪失の限定は撤回。請 求始期・効力始期の区別を新設	66A 79-1 82-1
20	28	2 不正な条件成就	故意の条件成就妨害→無条件 扱い、故意の条件成就→無効	故意の条件成就を不正な条件成就 に変更	
		第7 消滅時効			63 69A 78A 80-1 82-1
21	29	1 債権の消滅時効における原 則的な時効期間と起算点	甲案(5年均一)、乙案(主観的 起算点導入、[3-5]/10年)	主観的起算点から5年、客観的起算 点から10年。商事消滅時効削除	63 69A 78A 80-1 82-1
22	30		[10]年、168条1項後段を削除	169条も削除、最長20年に変更	69A
23	31	3 職業別の短期消滅時効の 廃止	170条-174条を削除		80-1 82-1
24	32	4 不法行為による損害賠償請 求権の消滅時効(民法第724条 関係)	724条の長期期間を消滅時効と 明示		63 69A 78A
25	33	5 生命・身体の侵害による損 害賠償請求権の消滅時効	身体・生命侵害の特則として長 期化	主観的起算点から不法行為の場合 も5年、客観的起算点から20年	80-1 82-1
26	34			名称を変更して両者を合体・再整	
	35	- 7 時効の停止事由	して整理、協議するとの書面合 意の場合の停止	理。1年を基準とした書面による協議合意で時効完成猶予(やや複雑な場合分け)、完成猶予は原則6箇月、天災等による場合の時効完成猶予を2週間から3箇月に延長	69A 80-1 82-1
27	36	7 時効の効果	三者の援用権、停止条件的構	援用権者の例示列挙、権利消滅構 成を維持、停止条件構成の規定の 撤回	

		第8 債権の目的(法定利率を除ぐ	(,)		
				「契約その他の当該債権発生原因	
28	37	1 特定物の引渡しの場合の注 意義務(民法第400条関係)	契約上の債権は契約の趣旨、 それ以外は善管注意義務	及び取引上の社会通念に照らし」た	
			てれ以外は苦官注息我份	善管注意による保管義務	60.4
29	38		合意による特定を追加	法制上の疑義で撤回	68A 79−1
	39	3 外国通貨債権	外国通貨による履行原則	疑義や懸念多数で撤回	82-1
			第三者の選択新設、履行請求	選択権者の過失による不能の場合	02 .
30	40	2 選択債権(民法第410条関	権の限界事由による選択権移	の特定のみ改正。第8の法定利率	
30	70	係)	転、選択権者の過失による不能	部分等が抜けて、項番号を繰り上	
			の場合の特定	げ	
		第9 法定利率 ※第8の下位項	頁目から第9に繰り上げ。下位項目	目も繰り上げ	
				60か月の貸出約定平均金利基準、	
		1 本科制 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ᅁᄀᄼᆝᄼᄶᄯᅧᄝᅜᄗᄼᅒᄓᄼ	3%からスタート、1%刻み端数切り	
31	41	1 変動制による法定利率(民 法第404条関係)	3%スタートの年1回0.5%刻み仮 案	捨て、適用利率基準時固定(遅滞責	74B 77B
		运第404条舆僚 <i>)</i>	未	任負担時)、3年毎の見直し、商事	77B 79B
				法定利率を廃止	80B
		2 金銭債務の損害賠償額の	最初の利息支払時、損害賠償		82-1
32	42	算定に関する特則(民法第419	最初の利息文仏時、頂白船頂 債務遅滞時、利率改訂時	419条1項の修正を繰り込み	
		条第1項関係)	度勿姓/市时、刊牛以司 时		
33	43	3 中間利息控除	固定制[5]%	不法行為(損害発生)時の変動利率	
00	10			を適用	
			目の番号繰り下げ		
34	44	1 履行請求権と 履行の不能	履行請求可能原則を明記	履行請求可能原則を撤回。「契約そ	
		2 契約による債権の履行請求	金銭債務以外、物理的不可能、	の他の当該債務の発生原因及び取	
	45	権の限界事由	費用過大その他を限界事由	引上の社会通念に照らし」た不能が	
		TESTAST THE		例外事由	
٥-		2 履行の強制(民法第414条	414条1項を原則宣言へ。414条	(2)に414条2項・3項関係を民執171	
35	46	関係)	2項・3項を削除。民執による執	条1項へ記載する(所用の改正との	
			行の可能のみ	み表記)	
		第11 債務不履行による損害賠償	1	ナドエ房に 1.房に工化ナ「ロけって	
			履行不能は債務の本旨に従っ	本旨不履行と履行不能を「又は」で	
36	47	1 債務不履行による損害賠償	て履行に括弧書きで含める。原	並列。「契約その他の当該債務の 発生原因及び取引上の社会通念に	
30	4/	とその免責事由	則として有責、帰責事由がなけ	照らして債務者の責めに帰すること	
			れば免責と明記	ができない事由」と統合	
				不能構成に変更。履行請求との不	
		2 債務の履行に代わる損害賠	履行請求権の限界事由、解除、	両立を削除。不能・履行拒絶・解除	
37	48	償の要件	催告期間内の無履行、履行拒	等に要件を単純化。「拒絶する意思	
			絶、履行請求との不両立	を明確に表示」と表現を修正	
		2. 不体中期的におけて房午頃			
38	49	3 不確定期限における履行遅滞(民法第412条第2項関係)	不確定期限到来の通知以後	不確定期限到来後の履行請求又期 限到来を知った時の早い時以降	
		滞(氏法第412案第2項関係)		限到未を知りに時の平い時以降	
39	50	4 履行遅滞中の履行不能	遅滞後の履行請求権の限界事	不能構成に変更(履行遅滞の因果	
			由発生についても有責	関係不存在の抗弁は解釈問題)	
40	51	5 代償請求権	判例準則による明文化	債務者有責の場合にも拡張	
				1項は現行法通り。2項は予見対象	
		6 契約による債務の不履行に	契約上の債務に限定。予見時	を特別事情に回帰。予見基準時や	
41	52	おける 損害賠償の範囲(民法第	期を不履行時、主体を債務者、	契約後の予見可能損害につき相当	
		416条関係)	予見対象を損害に	の回避措置を削除。予見主体を「当	68A
		了。近年也处 今 更供,故思(日	生みて屋に 提字の数件 枝子	事者」に戻す	79-1
42	53	7 過失相殺 の要件·効果 (民 法第418条関係)	債務不履行・損害の発生・拡大 と明示。裁量的考慮	相当の措置を削除、裁量的表現を	82-1
		运第4 T O 未 关 (京)	2.59小。	撤回 多様な類型に統一基準は無理など	
	54	- 8 損益相殺	判例準拠の新設	多様な類型に統一基準は無理など の批判があり撤回	
	55		利心坦旭損告谷畝、ハリガカ 免責	多様な批判により撤回	
43	56	8 賠償額の予定(民法第420	著しく過大な部分の請求不可	後段(裁判所による額の増減不可)	
.0	55	余弟 ¹		を削除	
		第12 契約の解除			
		1 催告解除の要件(民法第54	契約目的不達成で統合、帰青	催告解除と無催告解除に二分、帰	
44	5/	1条関係)	事由不要、無催告解除3類型	責事由は不要、催告解除では不履	
				行が軽微であれば解除を否定	

45 46 47	58	2 無催告解除の要件①(民法 第542条・第543条関係) 3 無催告解除の要件②(民法 第542条・第543条関係) 4 債権者に帰責事由がある場合の解除 2 複数契約の解除 5 契約の解除の効果(民法第	契約目的不達成での全部解除	履行請求権の限界から不能に回帰、契約目的達成不能で全部不能・一部不能・履行拒絶・定期行為・履行見込みなしの場合を統一。「拒絶する意思を明確に表示」と表現を修正。一部履行・一部履行拒絶拒絶による全部解除を追加一部履行不能・一部履行拒絶による一部解除を最終盤で追加債権者に帰責事由がある場合解除否定	
48	59	545条第2項関係)	詳細な価額償還義務	果実返還義務のみを残し簡略化	
49	60	6 解除権者の故意等による解除権の消滅(民法第548条関係)	帰責事由不要解除に合わせた 547条の催告による解除権の喪 失の制限、548条削除	547条の制限は撤回。解除可能と 知っている場合に限って548条を存 置、2項は削除	
		第13 危険負担			
50	61	1 危険負担に関する規定の削除(民法第534条・第535条関係)	534条・535条(債権者危険負担 主義)を廃止		68B 79-1 82-1
51	62	2 反対給付の履行拒絶(民法 第536条関係)	解除権の制限に修正して、同条 2項を実質存置	解除権制限から反対給付の履行拒 絶権構成に変更	68A 79-1 82-1
52	63	第14 受領 (受取) 遅滞 1 民法第413条の削除	増加費用負担と義務軽減	下位4項目に分割 一般的規律を削除	
53		2 保存義務の軽減		具体化(自己の財産におけると同一	
54		3 履行費用の債権者負担		の注意義務へ)	
55		4 受領遅滞中の履行不能	ツカ明寺安から十七/に協		
		第15 債権者代位権	※中間試案から大きく転換	1項と2項の改正を分離。「差し押さ	
56	64	1 債権者代位権の要件(民法 第423条第1項関係)	裁判上の代位を廃止、行使制 限の個別明記	えることができない権利」⇒「差押え を禁じられた権利」	
57		2 債権者代位権の要件(民法 第423条第2項関係)		被保全債権の期限未到来の場合 (保存行為を除く)と強制執行により 実現することができない場合をこち らに移動	
58	65	3 代位行使の範囲	全部行使可能	可分債権では被保全権利の範囲内 に行使を限定	
59	66		直接引渡請求と相殺禁止	相殺禁止を撤回	
	67	_ 4 代位債権者の善管注意義 <u>務</u>		義務内容が不明確との批判や規定 の密度等から撤回	
	68	- 5 債権者代位権の行使に必 要な費用	費用償還請求権の明記と共益 費用の一般先取特権 債務者に主張できる抗弁の代	費用の相当性問題と相殺許容との 関係等で撤回	
60	69		恒務省に主張できる抗弁の代 位債権者への対抗		
61	70	分の権限寺	債務者の処分権の非制限	※代位訴訟提起の場合も例外を設けない	
62	71	7 訴えによる債権者代位権の 行使	代位訴訟の債務者への告知		
63	72	保全債権とする債権者代位権	転用の明記	登記・登録請求権の代位のみを規定し5~7を準用	
64		第16 詐害行為取消権	※破産法との整合性に配慮、相談を表表に		
65	73	1 受益者に対する詐害行為取 消権の要件(民法第424条第1 項関係)	が表記を明文化、法律行為を行 為に変更、債務者は被告、強制 執行できない場合を除外	するべき事実」⇒「害すること」	
66		2 受益者に対する詐害行為取 消権の要件(民法第424条第2 項関係)		行使阻害要件を列挙(非財産行為、 被保全債権の成立時期(詐害行為 前に原因があれば足りる)、強制執 行できない債権)	73A 82-1
67	74	3 相当の対価を得てした行為 の特則	相当の対価を得てした行為の取 消しを否認権と合わせて制限	悪意推定の削除(以下同じ)	

	1				
68	75	4 特定の債権者に対する担保 の供与等の特則	弁済、30日ルールと通謀詐害意 図による危機時の非義務行為)	支払不能の推定も削除	
69	76	227 (0.14)33131 (3.44)331	過大部分のみ取消しを拡張		
70	77	6 転得者に対する詐害行為取 消権の要件	全員悪意が要件、債務者と請求 相手が共同被告	行使方法の提案を分離、債務者の 被告適格を否定	
71		7 詐害行為取消権の行使の 方法		詐害行為取消権の行使の方法を一括・独立化:現物返還原則と価額償還、請求相手のみが被告、債務者への訴訟告知	
72	78	8 詐害行為取消しの範囲	行為の全部取消し	取消しの範囲を独立化:目的が可分の場合と価額償還の場合は被保全債権額限度	
73	79	9 直接の引渡し等	直接請求、相殺禁止	直接引渡請求に簡略化、相殺禁止 を撤回し、金銭の場合、事実上の優 先弁済を肯定	
74	80		判決効が債務者とその全債権 者に及ぶこと		
	81	- 9 - 詐害行為取消権の行使に 必要な費用	費用償還請求権と共益費用の 一般先取特権	費用の相当性問題と相殺許容との 関係等で撤回	
75	82	11 受益者の反対給付	債務者に対する受益者の反対 給付返還・価額償還請求権、破 産の場合との整合(価額償還か ら反対給付価額の控除等)、一 定の場合の先取特権付与	現物返還と価額償還を統合。反対 給付返還請求権同士の同時履行関 係や先取特権を否定、価額償還の 場合の反対給付控除は解釈問題	
76	83	12 受益者の債権 <mark>の回復</mark>	債権の復活を肯定		
77	84	13 転得者の <mark>前者に対する</mark> 反 対給付 <mark>及び債権</mark>	受益者の債務者に対する返還 請求権の限度で転得者は受益 者の請求権を行使可能		
78	85	间の制限	悪意の詐害行為を知った時から。長期を[10]年に短縮	10年に確定	
70	00	第17 多数当事者 の債権及び債 務	外 タほほなの中学	本世長改の白羊に四白	
79	86 87		各種債務の定義 分割債権との書き分け	連帯債務の定義に限定 再構成で不要となり撤回	
80	88	2 連帯信務者の一人について		川(絶対的効力の合意は可能)とする	
		(1) 履行の請求(民法第434 条関係)	同条を削除		
		(2) 連帯債務者の一人による 相殺(民法第436条関係)	他の連帯債務者には履行拒絶 権	相殺の絶対効(436条1項)の維持を 明記	67 80-1
		(3) 連帯債務者の一人に対する免除(民法第437条関係)	免除の相対効・債権者への償 <u>還請求を否定</u>	弁済した他の債務者から免除を受 けた債務者への求償請求を肯定	82-1
		(4)連帯債務者の一人についての時効の完成(民法第439条 関係)	消滅時効の相対効・債権者へ の償還請求を否定	弁済した他の債務者から時効完成 した債務者への求償請求を肯定	
		(5) 相対的効力の原則(民法 第440条関係)	相対的効力の原則	更改、相殺、混同を除き相対効を原 <u>則化</u>	
81	89	I 余関係 <i>)</i>	同条を削除←破104条で足る	項目のレベルを繰り上げ	
82	90	4 連帯債務者間の求償関係			
				予備を再供について 山坦佐だら	
		(1) 連帯債務者間の求償権 (民法第442条第1項関係)	出捐と負担部分の関係を明記。 負担部分を超えて初めて求償	求償の要件について、出捐額が負 担部分を超えなくてもよいという現 行規定を維持	67B 80-1 82-1
		(民法第442条第1項関係) (2) 連帯債務者間の通知義 務(民法第443条関係)		担部分を超えなくてもよいという現	80-1
		(民法第442条第1項関係) (2) 連帯債務者間の通知義務(民法第443条関係) (3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係(民法第444条関係)	負担部分を超えて初めて求償 事前通知義務を廃止 負担部分を有しない者がいる場合の平等負担を追加	担部分を超えなくてもよいという現 行規定を維持 現行規定を維持。他の連帯債務者	80-1 82-1
		(民法第442条第1項関係) (2) 連帯債務者間の通知義務(民法第443条関係) (3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係(民法第444条関	負担部分を超えて初めて求償 事前通知義務を廃止 負担部分を有しない者がいる場	担部分を超えなくてもよいという現 行規定を維持 現行規定を維持。他の連帯債務者	80-1 82-1

83 91 5 不可分債務 連帯債務規定の準用、連帯債 場合は連帯債務)、変更 落 の変更合意許容 第	百合意は脱 5 持
93 <u>7 分割債権</u> 分割債務との書き分け 再構成で現行規定を維持 84 94 6 連帯債権一連帯債権者の 性質上の可分か否かで区分。 請求権等 連帯債務と同種の規律 意思表示による不可分値 7 連帯債権者の一人について 生じた事由の効力等 項目を独立	持
93 7 分割債権 分割債務との書き分け 再構成で現行規定を維持 84 94 6 連帯債権一連帯債権者の性質上の可分か否かで区分。 請求権等 意思表示による不可分値 85 7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等 項目を独立	持
84 94 6 連帯債権一連帯債権者の 性質上の可分か否かで区分。 意思表示による不可分値 連帯債務と同種の規律 7 連帯債権者の一人について 生じた事由の効力等 項目を独立	
7 連帯債権者の一人について 生じた事由の効力等 (1) 連帯債権者の一人との問	
(1) 本典信佐老の一人との問	
(1) 建市賃権者の一人との間 の相殺 絶対的効力(連帯債務と	上同処理) 67B 80-1
(2) 連帯債権者の一人との間 分与されるべき部分につの更改又は免除 行請求権の否定	ついての履
(3) 連帯債権者の一人との間 絶対的効力(連帯債務との混同	と同処理)
(4) 相対的効力の原則 連帯債務と同処理	
86 95 8 不可分債権 連帯債権規定の準用、合意によ 性質上の不可分の場合 る連帯債権への変更 部請求・全部履行可能を	
第18 保証債務	
87 96 1 保証債務の付従性(<mark>民法第</mark> <u>448条関係</u>) 主債務の増減の影響 保証債務の不加重のみ	
88 97 <mark>等 2 主たる債務者の有する抗弁 主債務者の抗弁援用権、相殺・ (1)(2)に区分して規定 取消し・解除の履行拒絶権 (1)(2)に区分して規定</mark>	67A
(1) 主たる債務者の有する抗 弁	80-1 82-1
(2) 主たる債務者の有する相 殺権、取消権又は解除権(民法 第457条第2項関係) 89 98 3 保証人の求償権	
(1) 委託を受けた保証人の求 代物弁済・期限前弁済の場合 主債務の履行期後の利 償権(民法第459条関係) の求償制限、460条3号削除 を追加	息の求償権
(2) 委託を受けた保証人の求 償権(民法第460条関係) 460条3号削除を独立	67B 80-1 82-1
(3) 保証人の通知義務(民法 第463条関係) 事前通知義務を廃止 無委託保証人の事前通 止、委託保証は連帯債務	
4 連帯保証人について生じた 90 99 事由の効力(民法第458条関 係)	70A 80B 82-1
第1 100 5 根保証 貸金等根保証の個人根保証ー 般への拡大 は見送り。最終盤で小項 離	
元本確定前の履行請求・随伴 性 生	ない
(1) 極度額(民法第465条の 2関係) 「個人根保証契約」(仮利	
個人根保証と貸金等根係 (2) 元本の確定事由(民法第 465条の4関係) 開始決定を追加(賃借人根保証等を除外)	務者に対す 〒・破産手続 人の債務の
(3) 求償権についての保証契 約(民法第465条の5関係) 根保証債務の求償保証 き、極度額や元本確定期 定を追加	

92 101 6 保証人保護の方策の拡充 (1) 個人保証禁止とその例外(経営					
(1) 個人保証の制限 都保証その他) (経証 禁止とその例外(経営 潜保証その他) 16AB 16AB 16AB 16AB 16AB 16AB 16AB 16AB	92 101	6 保証人保護の方策の拡充			
(2) 契約締結時の <mark>説明義務</mark>		(1) 個人保証の制限		意思表示の原則(保証契約と根保 証契約を区別)、公正証書を要しな い代表者等(事業に現に従事してい る配偶者を含む)の保証の例外	
(3) 保証人の詩求による履行 行渡延の場合の通知義務。違 反の場合の運延損害金履行請 求否定 (4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務 (4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務 (4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務 (4) その他の方葉 (4) その他の方葉 (5) 別等による保証人の責任制限 の可能性 (5) 損権値譲渡 (6) 譲渡制限の意思表示の効力 カ (7) 譲渡制限の意思表示の効力 カ (7) 譲渡制限の意思表示が付きない、例外4つをまとめ (7) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (6) 発表の場合、(6) 務者の規則の活出を決して規律を除くして規律者を除くして対力がでない、例外4つをまとめ (7) 譲渡制限の意思表示が付きない、例外4つをまとめ (7) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の機能・定して規律のの可能性 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (5) 預金債権に係る譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権の債務者の供託 (4) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権を合業ないがには譲渡制限が持を不適用、悪意又は重適失の協会とした(譲渡人の債権者には抗弁を対抗可能 (5) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (5) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (6) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (74) 譲渡制限の意思表示が付きれた債権を含まないがには譲渡制限特別できたした(確者とした(譲渡人の債権者には抗弁を対抗可能 第2、日本の報告を含まないがには譲渡制限特別を対抗可能 (5) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (5) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (5) 預金債権とは抗弁を対抗可能 (5) 預金債権とは対抗分を債権の発生時に係る譲渡制限の意思表示の効力 (5) 預金債権を含まないがには譲渡制限特別を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 摂発と時に (5) 損金債権を含まないがには譲渡機制限特別を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 摂発とは時に (5) 損金債権を含さないがには譲渡機制限特別を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 摂発性・対抗の能力を含まないがには譲渡機制限特別を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 摂発に対抗分を対抗可能 (5) 預金債権に係る意味の利力を含まないがには譲渡機制限特別を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 摂発性・対抗の能力を含まながには譲渡機制を対しませら出入の債権を含まないがには譲渡機制限対抗の能力には譲渡機制を対抗可能 (5) 預金債権と(6) 発生時に (5) 預金債権を係る合意が表別を対しては譲渡機制を対抗可能 (5) 預金債権を係るの対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の対抗の			債権者の義務として規定	委託者の情報提供義務、第三者の 詐欺に類する取消権(説明義務脱 落、対象情報の修正、因果関係を	70A 76AB 784
(4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義 初 (人) その他の方集 「(本) その他の方集 「(本) その他の方集 「(本) その他の方集 「(本) その他の方集 「(本) 長元保証法5条類似や比例原則等による保証人の責任制限の可能性 「(本) 「(本) 「(本) 「(本) 「(本) 「(本) 「(本) 「(本)			行遅延の場合の通知義務、違 反の場合の遅延損害金履行請	る債務の不履行の有無、残額、弁 済期到来額についての債権者の情	80-1
(4) その他の方集 別等による保証人の責任制限 の可能性 取り上げない 別等による保証人の責任制限 の可能性 取り上げない 74AB 81-1				知った後2箇月以内の通知義務、懈 怠は遅延損害金の保証履行請求不	62 70B 76B 78B 80-3
第19 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限 (民法第466条関係) 1 債権の譲渡性とその制限 (民法第466条関係) (1) 譲渡制限の意思表示の効力 (投援・) (元対) (元对)		(4)その他の方策	則等による保証人の責任制限	取り上げない	74AB 78B 81-1
93 102 1 債権の譲渡性とその制限 (民法第466条関係)		第19 債権譲渡			74AB 78B 81-1 82-1
(1) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗する。 第三者による譲渡人への履行催告への不応答の場合、債務者は抗弁を喪失 第渡人又は譲受人の住所地での供託と供託の通知、譲渡人破産の場合のその債権者の供託請求権 強制執行をした(譲渡人の)債権者には譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え 2 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 81-1 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 81-1 おおも当然取得、第三者対抗要 将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸物所有権譲渡との関係で制限する 81-1 74A 第18-1 82-1 74A 81-1 81-1 82-1 74A 81-1 82-1 74A 81-1 82-1 74A 81-1 81-1 81-1 81-1 81-1 81-1 81-1 81-	93 102		悪意又は重過失の第三者(差押 債権者を除く)に抗弁を対抗可、 対抗できない例外4つをまとめ	※以下に項目分けして規律	
意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合 への不応答の場合、債務者は抗弁を喪失 (3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託 譲渡人又は譲受人の住所地での供託と供託の通知、譲渡人破産の場合のその債権者の供託請求権 (4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え 強制執行をした(譲渡人の)債権者には譲渡制限の抗弁を不適用、悪意又は重過失のある譲受人に対して強制執行をした債権者には抗弁を対抗可能 (5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 悪意又は重過失者(強制執行をした債権者には抗弁を対抗可能 (5) 預金債権と保る譲渡制限の意思表示の効力 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案がら場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案がら場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 (1) 将来債権譲渡の効力を賃貸物所有権譲渡との関係で制限する 74A 81-1 82-2 将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸物所有権譲渡との関係で制限する 74A 81-1 82-2		カ		人に対する債務者の履行拒絶権・ 債務消滅事由の対抗	
(3) 譲渡利限の息忠表示が付された債権の債務者の供託		意又は重過失の譲受人に対抗す		への不応答の場合、債務者は抗弁	
(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え には譲渡制限の抗弁を不適用、悪意又は重過失のある譲受人に対して強制執行をした債権者には抗弁を対抗可能 悪意又は重過失者(強制執行をした債権者を含まない)には譲渡制限特額を対抗可能 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 81-1 82-1 (1) 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 81-1 82-1 ドネ、譲受人の債権発生時における当然取得 特における当然取得 将来債権譲渡の許容と債権の発生 おける当然取得、第三者対抗要 時における当然取得 74A 81B 82-2 将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸 物所有権譲渡との関係で制限する 81-1				託と供託の通知、譲渡人破産の場合のその債権者の供託請求権	
(5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 2 将来債権譲渡 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 許容、譲受人の債権発生時における当然取得 おける当然取得、第三者対抗要件 将来債権譲渡の許容と債権の発生時における当然取得 将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸物所有権譲渡との関係で制限する 81-1 82-1 74A 81B 82-2 74B 82-2 74				には譲渡制限の抗弁を不適用、悪 意又は重過失のある譲受人に対し て強制執行をした債権者には抗弁	
94 1032 将来債権譲渡※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 ※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討 将来債権譲渡の許容と債権の発生 時における当然取得 将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸 物所有権譲渡との関係で制限する81-1 82-2				債権者を含まない)には譲渡制限特	81B
(1) 将来債権の譲渡おける当然取得、第三者対抗要 時における当然取得将来負権譲渡の計谷と債権の発生 時における当然取得81B 82-2将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸 物所有権譲渡との関係で制限する74A 81-1	94 103	2 将来債権譲渡		ず、規律内容を3つに分けて検討	
物所有権譲渡との関係で制限する 81-1		(1) 将来債権の譲渡	おける当然取得、第三者対抗要	時における当然取得	74A 81B 82-2
				物所有権譲渡との関係で制限する	74A 81-1 82-1

	(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗	譲渡後の譲渡制限特約は譲受 人に対抗不能	「譲渡制限の意思表示」に変更	63
95 104	3 債権譲渡の対抗要件(民法 第467条関係)	※債務者をインフォメーションセ	<u> </u>	74B 78B
	(1) 第三者対抗要件及び権 利行使要件	甲案(金銭債権は登記、その他 は確定日付ある譲渡書面、承諾 を除外)、乙案(承諾を除外)、 現状維持案	将来債権を含むことのみを追加し、 現行規定を維持	81-1 82-1
	(2) 債権譲渡が競合した場合 における規律	甲案・乙案のいずれによっても 複数の可能性	取り上げない(現行法の判例のま ま)	
96 105	4 債権譲渡と債務者の抗弁(5			74A
	(1) 異議をとどめない承諾に よる抗弁の切断	譲渡人に対する権利行使要件 具備時までの抗弁の譲受人へ の対抗可能、書面での抗弁権 放棄のみ抗弁切断	書面での抗弁権放棄を撤回し(抗弁 権一般で処理)、468条1項を単純削 除	81-1 82-1
	(2)債権譲渡と相殺 <mark>の抗弁</mark>	相殺抗弁の拡張(譲渡の対抗 要件具備後の取得債権でも、権 利行使要件具備前に原因があ る反対債権発生、同一契約上 の反対債権)		70A 80-1 82-1
	第 <mark>20</mark> 有価証券	証券的債権の譲渡等の規定を整	聲備	
97 106	i 1 指図証券 について	商法516条2項、517条~519条・ 規定と整合:裏書交付・権利推 定・善意取得・善意の譲受人へ の抗弁の制限・弁済場所・履行 遅滞時期・免責、質権設定手続 と公示催告手続の整備	民法469条・470条・472条・363条・365条の削除、手形法の裏書きに関する規定や指図証券の質入規定の準用、署名・押印の審議についての債務者の調査権(義務はなし)、非訟事件手続法100条・114条の公示催告手続によること等を明記	
98 107	-	続と公示催告手続の整備	民法471条の削除、証券交付による 譲渡・質入、所持者の権利推定、調 査権と公示催告につき指図証券の 規定を準用	67A
99 108	3 指図証券及び記名式所持 人払証券以外の記名証券	債権譲渡・質入れ方式で足り る、公示催告手続整備	公示催告につき指図証券の規定を準用	80-1 82-1
100 109		記名式持参人払証券に準じた手続の整備	民法86条3項・473条の削除、記名 式持参人払証券の規定の準用	
	第 <mark>21</mark> 債務引受	※いずれも規定を新設		
101 110	1 併存的債務引受	債権者・引受人の合意又は債 務者・引受人の合意+債権者 の承諾、債務者の抗弁の対抗	第三者のためにする契約への準拠、相殺等の履行拒絶権追加、保証規定の類推は断念、債務者が相殺権を有する場合の規定を撤回	
102 111	2 免責的債務引受 <mark>の成立</mark>	併存的債務引受+免責の合意 +債権者による意思表示	債権者と引受人の契約+債権者または引受人からの債務者への通知、債務者と引受人の契約+引受人に対する債権者の承諾	
103 112	3 免責的債務引受による引受 けの効果	求償不可、抗弁の対抗	債務者に取消権・解除権がある場合の引受人の履行拒絶権を追加	
104 113	4 免責的債務引受による担保 権等の移転	同時の意思表示による担保移 転の許容、引受合意当事者以 外の承諾、保証人の書面による 承諾の必要性	担保設定と保証を分けて記述、あらかじめ又は同時の意思表示と修正、電磁的記録を書面とみなす規定の追加	74A 80-1 82-1
105 114	第 <mark>22</mark> 契約上の地位の移転	新設:契約当事者の一方と第三 者の合意+他方の承諾		70AB 80-1 82-1
	第23 弁済			70A 80-1 82-1
106 115	1 弁済の意義	弁済による債権の消滅を明記		70A 77B 80-1 82-1
107 116	2 第三者の弁済(民法第474 条第2項関係)	正当な利益のない第三者による 弁済は債務者の承諾を知らな い限り債権者が受領拒絶可、債 務者の意思に反した弁済は無 効	正当な利益を有する者ではない第 三者は債務者の意思に反する弁済 不可。債権者がそれを知らなけれ ば可。弁済委託を知った場合以外 債権者は受領拒絶可能	

				_
108 117	3 弁済として引き渡した物の 取戻し(民法第476条関係)	制限行為能力者の弁済物取戻 しを定める同条を削除		70A 80−1
109 118	4 債務の履行の相手方(民法 第478条・第480条関係)	弁済受領権者を明記、外観+ 正当な理由(準占有者概念削 除)、受取証書(480条)を削除	「取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するもの」。善意無過失要件の復活	82-1
110 119	5 代物弁済(民法第482条関係)	諾成契約構成と原債務消滅時 期の明示、当初給付請求権の 存続	当初給付請求権の存続を撤回	
111 120	6 弁済の方法(民法第483条 から第487条まで関係)	483条削除、取引時間内の履 行、弁済と受取証書の同時履 行、振込みは入金記帳時に弁 済効	「法律行為の性質又は当事者の意思によってその引渡しをすべき時の品質をさだめることができないとき」に弁済時の現状引渡義務を復活、受取証書の引換交付請求振込みにつき預貯金の払戻請求権	70B 80-1 82-1 70A
			取得時に弁済効があることのみ規 定	80-1 82-1
112 121	7 弁済の充当(民法第488条 から第491条まで関係)	当事者の合意充当優先を明示	490条削除は撤回。弁済者と債権者 の合意充当を優先	70B 80-1 82-1
	から第491余まで関係)	し規定を整理	民事執行の配当でも合意充当を認 めるか否かは取り上げない	
113 122	8 弁済の提供(民法第492条 関係)	一切の免責、解除権喪失	債務不履行責任を免れることのみ	70A 80−1
114 123	9 弁済の目的物の供託(民法 第494条から第498条まで関 係)	受領拒絶の場合の弁済の提供 要件明示、過失の立証責任は 債権者等、「供託に適しないと き」・「価格の低落のおそれ」を 自助売却の要件に追加、還付 請求権取得の明示		82-1
115 124	10 弁済による代位			
	(1) 任意代位及び法定代位 (民法第499条・第500条関係)	正当な利益を有しない者の任意 代位から債権者の承諾を削除	499条と500条を合体(わかりにくい 構造になったとの批判がある)	62 70B 80-1 82-1
	(2) 弁済による代位の効果 (民法第501条前段関係)	付記登記を削除、第三取得者の物上保証人に対する代位を否定、不動産の価格を財産の価格に拡張、保証人の頭割代位、資格兼併者の保証人一人説判例の明文化、物上保証人からの第三取得者=物上保証人人	代位の基本的な効果、保証人間の 求償権の範囲内の代位と、法定代 位者相互間の関係を分離して記述	
	(3) 法定代位者相互間の関係 (民法第501条後段関係)		債務者からの第三取得者も明記 (表現に批判あり)、保証人一人説 判例の明文化を撤回	70AB 80-1
	(4) 一部弁済による代位の要件・効果(民法第502条関係)	債権者の同意要件を追加、債権者の権利の単独行使可、担保目的物売却代金等に対する債権者の優先	号の繰り下げのみ	82-1
	(5) 担保保存義務(民法第50 4条関係)	担保保存義務明示、故意過失 の義務違反、正当な代位の期 待による制約、免責された物上 保証人等からの譲受人の免責	号の繰り下げ、「取引上の社会通念 に照らして合理的な理由があると認 められるとき」には不適用	
	(5) 担保保存義務違反の効果		一旦独立させた譲受人の免責を再 度号繰り下げ後の(5)に吸収	
	第24 相殺	+n×n.** .1 .1.8.4.1.4		69A
116 125	第502余第2項関係)	相殺禁止が対抗できない第三 者を善意無重過失に	相殺制限を加え、悪意・重過失者に 対抗可能と変更	80-1
126	惟とりる相殺	時効援用前の相殺許容と例外	実務的不都合等の批判で撤回	69B 80-1
117 127	2 不法行為債権等を受働債権 とする相殺の禁止(民法第509 条関係)	意図的不法行為と債務不履行・ 生命身体侵害に限定	「悪意による不法行為」に変更	

18 128 を受働債権とする相殺(民法第5 12 12 12 12 12 13 13 13		3 支払の差止めを受けた債権	無制限説の肯定、差押前の原	***************************************	
19 19 19 19 19 19 19 19	118 128	8 を受働債権とする相殺(<mark>民法第5</mark> 11条関係)	因に基づく自働債権による相殺	差押え後に他人の債権を取停した 場合を除外	69A 80-1
120 130	119 129		合意充当の優先	法定充当の内容を詳細化	82-1
120 130 1 更改の要件及り効果(氏法 元 有の交替を明示) 2 債務者の交替による更改 (民法第513条関係) 2 債務者の交替による更改 (民法第514条関係) 2 債務者の交替による更改 (民法第515条関係) 4 更改の効力と旧債務の帰す 7 (民法第515条関係) 6 是		第25 更改			
122 132 民法第514条関係 三名百品 からの通知、求償権なし 三者合意、確定日付ある証書による対抗 2 132 133 3 債権権者の交替による更改 債権譲渡との整合、516条削除 三者合意、確定日付ある証書による対抗 2 2 2 2 2 2 2 2 2	120 130	第513条関係)		な変更をしたもの」と給付内容変更 の表現を修正	
124 134 東政の効力と旧債務の帰す 一回条を削除 一回条を削除 一回条を削除 一回 一回 一回 一回 一回 一回 一回 一	121 131		三者合意		69B
124 134 134 134 134 134 135 135 135 136 135 136 137	122 132	(民法第515条•第516条関係)	債権譲渡との整合、516条削除		80-1 82-1
124 134 1	123 133		同条を削除		
136 第25 - 免除 損害賠償責任追加 課税の点で批判、要件限定は困難 として撤回	124 134		の書面による承諾	め又は同時の意思表示、担保を提供した第三者の承諾)、保証は不移転として規定なし	69A 80-1 82-1
125 137	135	5 _6 三面更改		意見が対立し撤回	
1 契約内容の自由 内容決定の自由 契約締結の自由と方式の自由(諾成原則)を追加	136		損害賠償責任追加		
126 138		第26 契約に関する基本原則等			75A
138	125 137			成原則)を追加	80-1 82-1
140 14	126 138				
140 1	139	<u> こ </u>			
141 1 契約締結の自由と契約交渉 の不当破棄 2 契約締結過程における情報 提供義務 無責任原則と信頼保護の賠償 責任の例外 取り上げない 127 143 1 申込みと承諾 規定化の適否に意見対立 取り上げない 128 144 2 承諾の期間の定めのある申 込み(民法第521条第1項・第5 22条関係) 申込みの撤回留保許容、承諾 通知の延着(522条)を削除 129 145 3 承諾の期間の定めのない申 込み(民法第524条関係) 隔地者への限定を削除、相当 期間内の撤回不可と撤回留保 許容、合理的に考えられる期間 の経過で承諾適格が消滅、異 なる意思の表示が可 承諾適格を承諾期間の定めのない 対話継続中は申込み撤回可、 終了時に承諾適格が消滅、異 なる意思の表示が可 承諾適格を承諾期間の定めのない 場合に限定、異なる意思の表示の 具体化 130 146 4 対話者間における申込み 後了時に承諾適格が消滅、異 なる意思の表示が可 「反対の意思」の具体化、承諾到達 時までの死亡等の場合の同種規定 申込みの原立時期(民法第523 承諾の発信主義と延養の側が		4 信義則等の適用に当たって	規定新設:格差(消費者、事業	弱者保護目的の民法への持ち込み	75AB 80-1 82-1
141		第27 契約交渉段階			75A 80B 82-2
142 提供義務	141	の不当破棄		取り上げない	75B 81-3
127 143	142		規定化の適否に意見対立	取り上げない	
128 144 2 承諾の期間の定めのある申 込み(民法第521条第1項・第5 22条関係)		第 <mark>27</mark> 契約の成立			
128 144 込み(民法第521条第1項・第5 22条関係)	127 143		申込みと承諾による契約成立原 則		
129 145 3 承諾の期間の定めのない申 込み(民法第524条関係) 期間内の撤回不可と撤回留保 許容、合理的に考えられる期間 の経過で承諾適格が消滅 対話継続中は申込み撤回可、	128 144	1 込み(民法第521条第1項・第5	通知の延着(522条)を削除		
130 146 4 対話者間における申込み 終了時に承諾適格が消滅、異 場合に限定、異なる意思の表示の 具体化 意思能力喪失の常況を追加、 「反対の意思」の具体化、承諾到達 新辞発信時までに知った場合に 時までの死亡等の場合の同種規定 申込み失効 を撤回	129 145		期間内の撤回不可と撤回留保 許容、合理的に考えられる期間 の経過で承諾適格が消滅		67A 81-1 82-1
131 147	130 146	6 4 対話者間における申込み	終了時に承諾適格が消滅、異 なる意思の表示が可	場合に限定、異なる意思の表示の 具体化	
6 契約の成立時期(民法第52┃承諾の発信主義と延着の例外 ┃	131 147	等(民法第525条関係)	承諾発信時までに知った場合に 申込み失効	時までの死亡等の場合の同種規定	
132 148 6条第1項・第527条関係) (526条1項、527条)を削除	132 148				
広告不知の行為者への報酬支 133 149 7 懸賞広告 払義務、効力存続期間、広告撤 回の許容と制限	133 149	9 7 懸賞広告	払義務、効力存続期間、広告撤	3つの号に分解	75B 77B 78B 80-3
共通理解の優先、補充的契約 150 <mark>第29 契約の解釈</mark>	150) 第29 - 契約の解釈	解釈等→客観説からの反対、有	取り上げない	

	第28 定型約款	※名称・内容・配列とも何度も変	更され左右で対応がとれない	
134 151	1 定型約款	定義: 多数の相手方、あらかじ め準備、画一的内容決定目的	定型取引(不特定多数・給付内容均一等、「取引の内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的な取引)に契約内容を補充する目的で当事者一方によって準備された条項の総体	75B 77B 78B
135 152	2 定型約款によって契約の内容が補充されるための要件等	組入要件:約款を用いる合意+ 内容を知る機会の確保、不意打 ち条項:合理的に予測不能な条 項は契約内容にならない(別項 目)、一般的不当条項規制:過 大な不利益要件(別項目)	補充合意、契約内容補充の旨の事 前表示+定型取引合意。不意打条 項を含む信義則違反の不当条項は 補充条項に含まない	80B
136 153	3 定型約款の内容の開示義 務	(内容を知る機会の確保で配慮 し独立の項目ではない)	交付・提供済でなければ相手方の 請求により相当期間内に相当な方 法での開示義務、請求を拒めば契 約補充がされない	
137 154		画一的変更の合理的必要性+ 同意獲得の著しい困難+変更 内容の合理性・変更範囲と程度 の相当性+不利益変更への適 切な措置	変更留保条項+相手方に利益となる変更又は契約目的への適合性と変更内容の相当性・合理性、適当な方法での周知義務、周知をしないと変更の効力なし	67A 80-1 82-1
138 155	第29 第三者のためにする契約 1 第三者のためにする契約の 成立等(民法第537条関係)	締約時の第三者の現存不要、 第三者の履行請求権	第三者の特定不要、履行請求権の 明示は撤回	
139 156	2 要約者による解除権の行使 (民法第538条関係)	第三者の承諾を得た債務不履 行解除の肯定		72B 77AB 81-1 82-2
157	第32 著しい事情の変更による 解除	解除・改訂等の要件・効果を検 討	「事情変更の法理」の名前を変え、 解除に絞り、判例の3要件を厳格化 したものの結局、取り上げない	72B 77AB 80-3
158	第33 不安の抗弁権	反対給付の予期できない危殆 化を理由とする履行拒絶権、弁 済や担保提供による排除	取り上げない	
	第34 継続的契約		適用範囲不明確、時期尚早、一律 規律の無理等の反対で撤回	70A
159	-}	期間満了による終了と期間の定めのない契約としての更新		
160	- 	随時解約申入権、予告期間経 過による終了、例外的存続		
161	- 3 解除の効力 第30 売買	契約解除の将来効		
162		予約完結権型の新設	実益なし、義務型排除の誤解など	
140 163		履行着手者の解除を容認、償還	償還を現実の提供に変更	
141 164	2 売主の義務	義務の詳細化:対抗要件具備協力義務、売買契約の趣旨に適合する物引渡義務、権利移転義務、権利移転義務、権利取得義務	権利取得義務と対抗要件具備協力 義務のみ(適合物引渡義務等は追 完などで足りるとするが批判が強 い)	
142 165	3 売主の追完義務	買主の追完請求権、売主の追 完方法の一定の優先	表題変更、帰責事由がある買主の 救済否定を追加	
143 166	4 買主の代金減額請求権	契約不適合の場合に、追完催 告をし、追完権・解除権を放棄し て代金減額請求権を行使可能	催告不要の場合に定期行為・追完 の見込みのない場合を追加、帰責 事由ある買主の救済否定を追加	
144	5 損害賠償の請求及び契約 の解除		損害賠償請求・解除権と追完請求・ 代金減額請求の併存(予備的主張) 可	
145 167	6 権利移転義務の不履行に 関する売主の責任等	まとめて規律、売主の解除権を 否定	契約不適合物に関する規定の準用 方式で大幅簡略化	75A
146 168	7 買主の権利の期間制限	廃止の甲案、不適合の事実を 知った時から1年以内の不適合 通知をしないと失権(売主が悪 意・重過失の場合を除く)という 乙案	乙案ベースで、種類又は品質に関する不適合に限定(数量不足等は 一般規定による。不適合一般との 不均衡だとの批判が強い)、564条・ 566条3項を削除	81-1 81-3 82-1

-7	買主が事業者の場合におけ		事業者概念の不明確さ、専門外業	ı
169 <mark>る目</mark> 義剤	目的物検査義務及び適時通知 务	商法526条の取込み	者に酷との批判で撤回。その結果 商法526条は存続	
	競売における買受人の権利 詩則(民法第568条第1項)	民事執行法による競売と明記。 物の損傷の競売一般への拡大	ほぼ現行規定回帰	
171 <mark>—10</mark>)買主の義務	受領: 協力義務	判例の理解に争い、消費者問題へ の波及のおそれという批判で撤回	
	代金の支払場所	引渡し先行の場合の持参債務	取り上げない(細かすぎる規定であり、574条で足りる)	
148 173 合 <i>0</i>		権利主張者があることを例示と して権利移転義務の不履行に 拡張		
174 合 0		担保権の存在を前提とした場合 を契約の趣旨への適合で除外	取り上げない(577条の適用排除の 合意を認定すれば足りる)	
149 175 関す) 目的物の滅失又は損傷に する危険の移転	引渡後の危険移転と受領遅滞 後の救済排除の例外を新設	契約不適合で特定していない場合 は除外	
150 176 <mark>関</mark> 係	1 買戻し(民法第579条ほか 系)	買戻金額の任意規定化、契約 後の買戻登記の許容	579条前段の表現ぶりを維持し、金 額の別段の合意を後段で付加	75AB 76B 81-1 81-3 81B 82-1
第3	1 贈与			75A 81-1 82-1
	贈与契約の意義(<mark>民法第54</mark> 関係)	他人物贈与も有効、「財産」を 「財産権」に変更	「財産権」を「財産」に戻す	75B 76B 81B 81-3 82-1
		売買の担保責任をふまえて検 討。負担付贈与の場合の負担 額限定	目的物特定時基準の状態での引渡・権利移転を約したとの推定。 負担付贈与の贈与者の責任は取り 上げない	75A
179 3 義務	贈与契約の解除による返還 密の特則	現存利益限定	贈与や解除原因の多様性、取消し との均衡、必要性の低さなどの批判 で撤回	
180 <mark>- 4</mark> 約 0	贈与者の困窮による贈与契 D解除	解除許容を新設	結果の妥当性や紛争助長のおそれ から反対有。予見可能性など要件 設定困難で撤回	75B 81-3
181 左 墳	受贈者に著しい非行があっ 場合の贈与契約の解除	新設方向で検討	取り上げない	
第3	2 消費貸借	※諾成消費貸借の肯定を軸に	修正	
153 182 58	7条関係)	書面による諾成的消費貸借の 許容、交付前の借主の解除権と 損害賠償義務、当事者破産によ る失効	表現微修正のみ	70A 81-1
154 183 9条	() () () () () () () () () () () () () ()	諾成的消費貸借と類似の規律	同条の削除で対応	82-1
155 184 <mark>条)</mark>	準消費貸借(民法第588	「消費貸借によらないで」を削除		
156 185 4	利息	受領日からの利息支払義務	特約がなければ利息請求できない を(1)とし、利息の特約がある場合も 受領日からとする規律を(2)に	
	貸主の担保責任(<mark>民法第5</mark> 9 実 <mark>関係</mark>)	売買または贈与の規定の準 用。借主は不適合物の価額返 還可	同条1項を削除、贈与者の担保責任 を無利息消費貸借に準用	
	期限前弁済(民法第591条 2項·第136条第2項関係)	時期を定めた場合にも期限前 返還はできるが損害賠償義務	「損害が生じたときは」と発生要件を 強調し常に損害が発生するわけで ない旨を示唆	

	第33 賃貸借				
159 188	余 関係)	契約終了時の返還約束をも包 含			
160 189	2 短期賃貸借(民法第602条 関係)	行為能力制限の場合を削除			
161 190	3 賃貸借の存続期間(民法第 604条関係)	上限20年を削除	50年を上限として設定		
162 191	4 不動産賃貸借の対抗力, 賃貸人たる地位の移転等(民法第 605条関係)	対抗可能定式、賃貸人の地位 の移転、地位の留保の効力、対 抗要件は所有権移転登記、敷 金返還債務・費用償還債務の 随伴			
163 192	5 合意による賃貸人たる地位 の移転	賃借権に対抗力がない場合も 譲渡人・譲受人間の合意で賃貸 人の地位を移転可(賃借人の承 諾不要)、地位留保の特則	「不動産の譲渡人が賃貸人であると き」と明記。効果は4の規定を準用 (特則は撤回)		
164 193	6 不動産の賃借人による妨害 排除等請求権	対抗要件具備の場合の妨害停 止・返還請求権(妨害予防請求 権なし)	※対抗要件を備えない場合は解釈 問題として残る	69A	
165 194	7 敷金	定義、返還時期と弁済充当権、 返還期前の賃貸人の充当権	定義を規定内容に埋め込み2項仕 立て、「充当」文言の不使用	81-1 81-3 82-1	
166 195	6条第1項関係)	賃貸人修繕義務、賃借人修繕 権	賃借人有責の場合の例外追加	02-1	
167 196	9 減収による賃料の減額請求 等(民法第609条・第610条関 係)	両条を削除→農地法等で対応	農水省から反対意見があるも部会 意見は削除でほぼ一致		
168 197	10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(民法第611条 関係)	賃借人無責の一部滅失による 賃料の割合的減額請求又は解 除権と賃借人の利益償還義務	賃借人の無責の立証責任を賃借人 負担に、利益償還義務は536条2項 に委ね削除		
169 198	11 転貸の効果(民法第613条 関係)	転借人による使用収益に対する 賃貸人の忍容義務、直接債務 の限度、転借料前の前払対によ る不免責、合意解除の対抗不 能と例外	忍容義務を削除(当然の理)、賃料 前払は対抗不能に		
170 199	12 賃借物の全部滅失等によ る賃貸借の終了	明文で規律			
171 200	13 賃貸借終了後の収去義務 及び原状回復義務(民法第616 条・第598条関係)	収去義務と過分な費用の例外、 収去権、原状回復義務と例外 (賃借人無責と通常損耗の場 合)	収去権を別項に独立、原状回復義 務を1項にまとめて損傷から通常損 耗と経年変化を除外		
172 201	14 損害賠償 及び費用償還 の 請求権に関する期間制限(民法 第621条・第600条)	契約の本旨を趣旨に変更、返還 時から1年の期間制限と消滅時 効の完成停止、費用償還請求 権の期間制限の削除	規定を単純化(趣旨に反する使用 云々を削除)、費用償還請求権の期 間制限の削除を撤回(損害賠償請 求との均衡)		
202	<u>15 賃貸借に類似する契約</u>	契約への賃貸借規定の準用	典型契約とする必要がない等の反 対多数で撤回		
	第34 使用貸借	※ここも諾成契約化			
173 203	593条関係)	諾成契約化、物受領前の解除 権(貸主は非書面契約のみ)	解除は3に独立化	70A	
174 204	2 使用貸借の終了(民法第59 <mark>7条関係</mark>)	契約の終了時期・解除権を明示		81-1 81-3	
175	3 使用貸借の解除(民法第59 7条関係)		非書面契約の引渡前の貸主からの 解除、使用目的を達成する期間経 過後の解除、任意解除、借主の随 時解除	82-1	
176 205	4 使用貸借終了後の収去義 務及び原状回復義務(民法第59 8条関係)	権利義務として明示、過分の収 去費用や責任のない損傷の例 外	収去権を別項に独立		
177 206	5 損害賠償 <mark>及び費用償還</mark> の請 求権に関する期間制限(民法第 600条関係)	契約の本旨を趣旨に変更、返還 時から1年の消滅時効の完成停	規定を単純化(趣旨に反する使用 云々を削除)、費用償還請求権の期 間制限の削除を撤回(損害賠償請 求との均衡)	72AB 75AB 81-1 82-1	

	第35 請負			
178 207	1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権+ 費用償還請求権	可分給付により注文者が利益を 受ける場合、既履行の仕事の報 酬とその中に含まれていない費 用の請求権、完成不能に注文 者有責の場合の請負人の報酬 請求権と利益償還義務	注文者の責めに帰することができない事由による完成不能に限定、完成前解除の場合を追加、仕事の完成とみなす処理、費用は報酬に含めて処理、利益償還義務を削除	
179 208	2 仕事の目的物が契約の趣 旨に適合しない場合の請負人の 責任			
	(1) 仕事の目的物が契約の 趣旨に適合しない場合の修補請 求権 <mark>の限界</mark> (民法第634条第1 項関係)	修補請求権、履行請求権一般 の限界事由のある場合の例外	例外を削除(一般原則による)	
	(2) 仕事の目的物が契約の 趣旨に適合しないことを理由とす る解除(民法第635条関係)	同条の解除権の制限を削除	※解除自体は一般原則による	
	(3) 仕事の目的物が契約の 趣旨に適合しない場合の注文者 の権利の期間制限(民法第637 条関係)	単純削除の甲案、売買に合わせて注文者の救済につき1年の期間制限をする乙案	乙案+括弧書き(引渡しを要しない 時は仕事完成時が基準)	72B 75A 81-1 82-1
	(4) 仕事の目的物である土地 工作物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任の存続 期間(民法第638条関係)	同条を削除(消滅時効の一般原 則より長期化する理由なし)		32 T
	(5) 仕事の目的物が契約の 趣旨に適合しない場合の請負人 の責任の免責特約	売買との異同や免責特約一般 との関係が検討課題	取り上げない(改正の要否内容につ き意見不一致)	72A 81-1 82-1
180 209	3 注文者についての破産手続 の開始による解除(<mark>民法第642 条関係</mark>)	請負人の解除権を仕事未完成 の間に限定		72A 73B 81-1
	未 月 床/			82-1
	第36 委任			82-1
181 210	第36 委任	新設:自己執行義務原則(例 外:許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任 者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務		72A 81-1 82-1
181 210 211	第36 委任 1 受任者の自己執行義務	外:許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任 者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務	同条の独自の意義の指摘や金銭債 務の特則の不変更により削除を撤 回	72A 81-1
211 212	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任 者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測		72A 81-1 82-1 73B 81-3
211	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 - 2 委任者の金銭の消費につい ての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任 者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測 可能な損害の賠償義務を否定	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘)	72A 81-1 82-1 73B 81-3
211 212	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1) 無償性の原則の見直し	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任 者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測 可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧 倒的)	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性	72A 81-1 82-1 73B 81-3
211 212	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1) 無償性の原則の見直し (1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係)	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧倒的) 成果への報酬は目的物引渡しと同時か仕事終了時	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘) 削除の意義は乏しいとして削除を撤回	72A 81-1 82-1 73B 81-3 82-1
211 212	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1) 無償性の原則の見直し (1) 報酬の支払時期(民法第	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧倒的) 成果への報酬は目的物引渡し と同時か仕事終了時 履行割合による報酬(成果報酬で制限有)、委任者の責任によ	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘) 削除の意義は乏しいとして削除を撤	72A 81-1 82-1 73B 81-3 82-1
211 212	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1)無償性の原則の見直し (1)報酬の支払時期(民法第648条第2項関係) (2)委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権(民法第648条第3項関係) 3 委任契約の任意解除権(民	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧倒的) 成果への報酬は目的物引渡しと同時か仕事終了時 履行割合による報酬(成果報酬で制限有)、委任者の責任による履行不能では受任者の全額	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘) 削除の意義は乏しいとして削除を撤回 委任者の責めに帰することができない事由による場合に限定、可分な給付で委任者の利益となる部分を	72A 81-1 82-1 73B 81-3 82-1
211 212 182 213	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1) 無償性の原則の見直し (1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係) (2) 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権(民法第648条第3項関係)	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧倒的) 成果への報酬は目的物引渡しと同時か仕事終了時 履行割合による報酬(成果報酬で制限有)、委任者の責任による履行不能では受任者の全額報酬が表表表	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘) 削除の意義は乏しいとして削除を撤回 委任者の責めに帰することができない事由による場合に限定、可分な給付で委任者の利益となる部分を成果とみなす	72A 81-1 82-1 73B 81-3 82-1
211 212 182 213	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 2 委任者の金銭の消費についての責任 3 受任者が受けた損害の賠償 義務 2 報酬に関する規律 (1) 無償性の原則の見直し (1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係) (2) 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権(民法第648条第3項関係) 3 委任契約の任意解除権(民法第651条関係)	外: 許諾、やむを得ない事由)、 代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者 と同一の権利義務 一般原則に委ねて647条を削除 知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定 648条1項削除(有償委任が圧倒的) 成果への報酬は目的物引渡しと同時か仕事終了時履行割合による報酬(成果報酬で制限有)、委任者の責任に額報酬が制限有)、委任者の責任に額報酬が制限有)、委任者の責任に額報酬請求権と利益償還義務	務の特則の不変更により削除を撤回 取り上げない(規律を設ける必要性に乏しい等の指摘) 削除の意義は乏しいとして削除を撤回 委任者の責めに帰することができない事由による場合に限定、可分な給付で委任者の利益となる部分を成果とみなす	72A 81-1 82-1 73B 81-3 82-1

た 注 336 73A 81B 82-1
82-1
73AB 75B 81-1 82-1
雀
カ
者 73A
81-1 を 82-1
·····································
・ がば 73B ※消 81-3
維
貸 73A 期 81-1 82-1
在
よ 75B 81-1 82-1

		返還義務内容明示、準用規定	寄託の規定の準用を除外。預貯金	
193 229	7 消費寄託		お託の規定の年用を除外。 傾射並 の特則を新設(受寄者の随時返還	
100 220	, 况员可比	663条)	可能を削除)	
	第39 組合		3 NB C 133 NA	
194 230		同時履行の抗弁権や解除は不 可	危険負担も不適用(中間試案の1と 2を入替え)、項目表題も変更	
195 231	2 組合員の一人についての意 思表示の無効等	他の組合契約への無影響	「意思表示の無効又は取消しの原因」と「法律行為」を外し、項目表題も変更	
196 232	3 組合の債権者の権利の行 使(民法第675条関係)	組合財産関係の規定(668条・674条・676条・677条)を統合して詳しく補充、675条を組合債権者の各組合員に対する平等割合での権利行使と損失分担割合を知っている場合の例外と整理	組合の財産関係の規定を撤回し、 675条の整理だけを独立	
197	4 組合員の持分の処分等(民 法第676条関係)		676条改正を独立:組合債権者の組 合財産上の権利行使不可、各組合 員の単独での持分権行使不可	
198 233	5 業務執行者がいない場合に おける組合の業務執行(民法第 670条第1項関係)	意思決定の執行権限と方法等 を詳細化	業務執行者の有無で2分 組合員の多数決、各組合員が執行	
199	6 業務執行者がある場合にお ける組合の業務執行		決定・執行は委任可、業務執行者 複数の場合はその多数決、各業務 執行者が執行、総組合員の同意に よる決定・執行の余地	75A 81-1
200 234	7 組合代理	組合代理の明文化(判例準拠: 常務を除き過半数同意で組合 員が代理、業務執行者があれ ばもつぱら業務執行者が代理、 業務執行者複数の場合その過 半数の同意で代理、常務は各 業務執行者が単独代理)、第三 者保護規定なし	文言の微修正のみ	81-3 82-1
201 235	8 組合員の加入	組合員全員の同意又は組合契約の定めによる新組合員の加入、加入組合員の責任限定(加入前の債務には無責)		
202 236	9 組合員の脱退		反対があり無効規定を撤回、組合 債務を履行した脱退組合員の求償 権を追加	
203 237	10 組合の解散事由(民法第6 82条関係)	解散の4事由(目的の成功又は成功不能/期間満了/組合契約に定める解散事由の発生/総組合員の合意)をまとめて規律。一人組合は解釈問題	合意→同意等の文言微修正のみ	
238	9 組合の清算	例準拠)	取り上げない(670条準用と688条で 足りる)	
239	第45 終身定期金	元本受領後の給付不履行によ る一般債務不履行解除	使われていない制度の微細な修正 に疑問があり撤回	
240	第46 和解	争いの対象による錯誤無効不 可	判例の明文化定式に疑問、副作用 の懸念により撤回	